



各州現任
 尾輔道
 昭和三十七年
 三月二十日
 行運
 三箇
 不
 件
 夏
 軍
 政
 部

国立公文書館	
分類	② 赤
	③ 返
配架番号	3 A
	14
11-12	

木

定監内第二三號

寫

各州現住民輔導所運営ニ関スル件

昭和二十年六月二十六日 馬來軍政監部總務部長

殿

現住民輔導所ノ設立ニ関シテハ 是後ニ通牒セラレタル
 定監内第一號ニ基キ、着々進捗中ト思料セラルルモ
 今後ノ具体的運営ニ関シテハ 別冊「輔導所運営
 要領」ニ準據セラレ度依命通牒ス



国立公文書館	
分類	
配架番号	11-12

めくられず

別冊 輔導所運営要領

一 輔導員並ニ協助員ノ人選

輔導所各班輔導員ノ人選ハ既ニ終了ノコトナルベキモ、
右人選ニツキ現任民輔導機關強化要綱並ニ定監内第壹號
各州現任民輔導所設立ニ関スル件ニ依リ指示セラレタルコトノ外
更ニ左ノ諸點ニツキ特ニ留意テラタシ。

(1) 大東亞戰爭ニヨル馬來政治經濟ノ大變革ハ為メ、現
地人有力者ノ階層ニ於テモ多大ノ變化ヲ惹起セルモノト思料
セラル。例ヘハ華僑ノ新興階層中ニハ戰前殆ド存在ヲ
認メラレザリシ人物アルベク、又戰前ニ相當立役者タリシ
モノガ姿ヲ没シ隠棲セルコトモアルベシ。 従ツテ世ノ通

例トシテ新興階層ハ成金の社會的蔑視ヲ受クルモノ
モアリ。 サレドカカル者ヲ直チニ排斥スベキニ非ラズ。
問題ハソノ人物ニアリ。 若シ現地人社會ニ著シク指揮
セラルル如キモノアラバ 輔導員ヲ罷免スルモ可ナルベシ。



又隱棲スル者モ此ノ社會的變革ニ不拘之ヲ起用スルニ於
テ軍政協力ニ實効アル見込アラバソノ登場ヲ勸説スルコ
トヲ可トス。假令軍政ニ面テ背ケ居リタル者ト雖モ
何ラカノ感激ニ依リ一度出馬ヲ諾スルトキハ却ツテ初メヨ
リ軍政ニ詔ヘル者ヨリモ信頼スルニ足ルコトアリ。
④輔導員 協同員中ニハ共ニ通謀セリト疑ハルルモ
ソモ或ハ混入スル場合アルベシ。カカル容疑者ハ直チニ
罷免等ノ処置ニ出ヅルコトナク、輔導官ハ寧ロ彼ト
一層親密ニシテ監視ノ下彼ヲ逆用スル方法ヲ講ズル要ア
ルベシ。凡テ又目的分子ヲ各方ニ引入ルルコトハ最も
効果的ナル輔導ナリ。

二 輔導官ノ各班担任

黨内各派ノ理想ニ於テ軍政要員ニ於テ適任者
ノ補填困難ナル場合ハ極力民間邦人中ニ適任者ヲ求メ
ラレタシ。但シ適任者ナキ時無理ハ禁物ナリ。
輔導ノ効果ハカカツテ輔導官ノ適否ニヨルモノナレバ、人
選ニハ慎重ノ考慮アルベシ。
④ 諸民族間ニ嫉視ト對抗意識アルニヨリ、指導上之ヲ
利用スルト共ニ一方注意ヲ要ス。彼等ノ抗争意識ハ
我ヘノ協力ニ善用サルベキモノナレバ、協同ヘノ道ハ漸チ
進ツテ進ムベシ。但シ各班ノ專任輔導官ニ於テハ
當該民族ノ利害ヲ代表スルノ余リ相互ニ確執ヲ生ズルコト
ナキヤウ戒ムベシ。設笑裡ニ事ヲ妥結セシムル心構ヘアル
ベシ。

めくれず

三、班會議

(1) 班會議ハ毎週一回定例トシ、必要ニ應ジ臨時ニ開
催ス。専任輔導官ノ所長、他班輔導官、其他
関係部科長、或ハ特ニ関係ナル事項ニシテ民間邦人等モ
列席セシム。

(2) 班會議ノ運営ハ特定事項ニツイテノ審議檢討ト
シ、特定事項ニ関スル輔導員ノ調査、情報、意見ノ聴取
トニ分テ得ベシ。特定事項ノ審議ヲ終リテ後若クハ
聴取ヲナスヲ可トスベシ。

(3) 審議ナルル特定事項ハ本部及州長官ノ命ニ依ルモ
ノ又ハ豫メ政廳各部科長其他ト連絡シテ決定スルモノ、
上司ノ意ヲ体シ所長ノ選定スルモノ、何レモ會議日前
ニ輔導員ニ通達シ意見等用意セシムルヲ可トス。又
(4) 宣傳科等ノ依頼ヨリ輔導員ニ對スル宣傳ニ依

民衆ニ對スルモ等々、其宣傳内容ニ關シ高級ノ理解ヲ
得ツヤカク努力セシム。宣傳ニ依ラザル宣傳ノ心得モ必要
ナリ。

(5) 班會議ハ必要ニ應ジ調査、情報、意見等ヲ命ジタル
場合ハ、必要ニ應ジ調査輔導員ヲ支給スルコトヲ得
(6) 班會議ハ寛キナル氣氛ニテ行フ如キ雰囲気ヲ作ル
要アリ。

(7) 輔導官出席シテ、支那會議或ハ地方懇談會等
開ク場合モ班會議ニ出席ス。コノ場合郡長、郡長輔
導官、其他第一級ノ政要員、邦人ヲモ列席セシムルヲ
可トス。

ハ 輔導官ト輔導員トノ個人的接觸

(1) 輔導官ト輔導員トハ水魚ノ交リニアアル如キヲ理想トス。唯テ輔導官ハ常に輔導員ノ人物ヲ觀察

シ、如何ナル程度マデ語り得ル人間ナリヤヲ見定ムル要アリ。其ノ結果、輔導員ノ於テハ、輔導官ノ得ル人物ニテハ、輔導官ノ打テテ、輔導員ノ

(4) 輔導官ノ於テハ、輔導員ノ意見、情報等、委曲ヲ盡シ得ズ。徹底セサル場合モアルベク、又、内容ノ情報ヲ得ルニ付、輔導員ノ於テハ、輔導官ノ意見、情報等、

輔導官ノ作ルシテ、輔導員ノ意見、情報等、輔導官ノ言方ヲ大要アルベシ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明ナリ。但シ、直ニ其ナラザルコトノ自明

五 調査情報意見等ノ取扱

(1) 經會議或ハ個人的接觸ニヨリテ得タル調査情報、意見等ハ慎重ニ考慮シ、取捨選擇スベシ。

(4) 此等ノ諸事項中、政廳ノ施策ニ移スベキ價值アリトスルモノハ、之ヲ整備シ、所長ヲ通ジ、當該部科其他機關

ニ提出、懇談スベシ。採擇ノ價值ナシ、或ハ實行不可能ナリト思料セララルル事項ニツイテハ、輔導員ニ懇

切ニ了解セシムベシ。

馬來羣島協會 馬來羣島協會 印度獨立聯盟
等ヲシテ行ハシムコト適當ナルモノハ 所長ヲ通シ
此等現地人團體ニ交渉シテ ソノ實行ヲ援助ス
輔導所トシテ成ル可ク 現場的專業ヲ行ハス 此
等團體ノ專業ヲ助成スル方針ヲトルベシ
（四）政廳各部門其他機關ニ提案セル事項ガ採擇
セラレサル場合ハ折返シ ソノ理由ヲ懇切ニ輔導員
ニ傳ヘバシ
（五）施策當局ノ不明ニヨリ實行ナレス
ル言フ如キ言動ヲ輔導員ニ對シテ云々
スベシ

六 輔導所ノ調査情報網ノ組織

（一）協議員ハ輔導所ノ情報網ノ基ヲ成スルモノナリ
青年ヲ選定シ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
ニシテ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（二）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（三）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（四）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（五）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（六）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（七）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（八）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（九）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ
（十）輔導員ハ各地方ニ 輔導員ヲ依リテ 各地方ニ

指導員ニ付テハ一別組ニ由ラズルニテ、先づ指導員ニ
任ぜられたる者ハ其ノ職責ヲ忠實ニ行ヒテ以テ其ノ
職務ヲ履行スルニ必ズ必要ナル指導員ノ地位ヲ
保ツルニ努力スルニ付テハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範圍
ニテハ、其ノ職務ノ範圍ニテハ、其ノ職務ノ範囲

七 輔導員ノ外部組織

(4) 輔導員ノ中ニハ、日馬本青年新盟(K.M.M.)
ノ新盟員タルモノアルベシ。従ツテ、彼ヲ繞ル同志存在
ス。此等ノ全部ヲ輔導員或ハ協助員トナルコトハ
不可能ナルガ故、之等同志ガ若干ノ輔導員ヨリ中核
トシテ、協日反共反英ノ秘密結社ヲ作ルコトハ、我ニ有
利ナリ。輔導員ハ、之ヲ援助スルヲ可トス。
カ、外部組織ノ結社ハ要スレバ州長官或ハ他ノ有力方面
ヨリ、内容ニ別途ニ援助サルル要アルベシ、輔導員ハ、こ
レノ動向ヲ知悉シ、我ニ有利ナリト信ゼラルル場合ニハ、積
極的ニ之ヲ結成シ、タル如ク助力スルヲ可トス。 興業
同志會上級師範同志會等ヲ、天斯種外部組織トシテ
極力活用スルヲ要ス。 此ノ場合別冊思想輔導要
領ニ準據スベシ。

此等ノ事ハ、
 専ら、
 政府ノ
 責任ニ
 在リ、
 然レドモ、
 民間ノ
 協力ヲ
 得ルニ
 非ズ、
 其ノ
 爲メ、
 政府ハ、
 必要ノ
 措置ヲ
 講ジ、
 以テ、
 其ノ
 進行ヲ
 促進ス
 べきナリ。

一、印度ノ
 行政ノ
 改善ニ
 關シ、
 中央政府ハ、
 地方官
 吏ノ
 選任、
 教育、
 衛生、
 警察等
 諸方面
 於テ、
 必要ノ
 改革ヲ
 行フベシ。

二、土地
 改良ノ
 事業ニ
 關シ、
 政府ハ、
 農民
 協同會
 等ヲ
 組織シ、
 以テ、
 其ノ
 活動ヲ
 補助ス
 べきナリ。

三、交通
 網ノ
 整備ニ
 關シ、
 政府ハ、
 必要ノ
 投資ヲ
 行フベシ。

四、教育
 制度
 之ノ
 改革
 及、
 職業
 訓練
 等、
 亦、
 重要ノ
 事項ナリ。

以上ノ
 諸事
 實ニ、
 印度ノ
 発展
 及、
 民生
 之ノ
 改善
 ニ、
 大ニ
 寄与
 スベシ。

科ト達シ、
 恩賜
 勲章
 等ヲ
 授ケ、
 以テ、
 其
 ノ
 功績
 ヲ
 表彰
 ス。

又、
 各省
 官署
 及、
 民間
 團體
 等、
 亦、
 必要
 ノ
 職員
 及、
 委員
 等ヲ
 選任
 シ、
 以テ、
 其
 ノ
 職務
 ヲ
 執行
 ス。

以上ノ
 諸事
 實ニ、
 印度
 政府
 及、
 民間
 諸君
 等、
 共ニ
 協力
 シ、
 以テ、
 印度
 之ノ
 発展
 及、
 民生
 之ノ
 改善
 ヲ
 期ス。

(1) 土地改良
 及、
 交通
 網ノ
 整備
 等、
 政府
 及、
 民間
 諸君
 等、
 共ニ
 協力
 シ、
 以テ、
 其
 ノ
 進行
 ヲ
 促進
 ス。

(2) 教育
 制度
 及、
 職業
 訓練
 等、
 亦、
 重要
 ノ
 事項ナリ。

(3) 地方
 官吏
 及、
 民間
 團體
 等、
 亦、
 必要
 ノ
 職員
 及、
 委員
 等ヲ
 選任
 シ、
 以テ、
 其
 ノ
 職務
 ヲ
 執行
 ス。

めくれず

Vertical columns of handwritten text in a historical script, possibly Japanese or Chinese characters, arranged in approximately 10 columns from right to left. The text is dense and appears to be a record or a list of items.

